

参考 10— 2

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の
負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する
滞在費の負担限度額

改正後

		<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。） 第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下 「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要 介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をい う。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に 規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄 に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とす る。</p>		
一	(略)	要介護被保険者又は居宅 要支援被保険者の区分	居室等の区分	額
二	(略)		ユニット型個室 的多床室	一日につき千 三百七十円
			ユニット型個室 的多床室	一日につき千 三百七十円
			従来型個室（特 養等）	一日につき八 百八十円
			従来型個室（老 健・医療院等）	一日につき千 三百七十円
			多床室（特養等）	一日につき四 百三十円
			多床室（老健・ 医療院等）	一日につき四 百三十円
			ユニット型個室	一日につき八 百八十円
			ユニット型個室 的多床室	一日につき五 百五十円

改正前

		<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。） 第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下 「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要 介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をい う。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に 規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄 に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とす る。</p>		
一	(略)	要介護被保険者又は居宅 要支援被保険者の区分	居室等の区分	額
二	(略)		ユニット型個室 的多床室	一日につき千 三百七十円
			ユニット型個室 的多床室	一日につき千 三百七十円
			従来型個室（特 養等）	一日につき八 百二十円
			従来型個室（老 健・医療院等）	一日につき千 三百七十円
			多床室（特養等）	一日につき三 百七十円
			多床室（老健・ 医療院等）	一日につき三 百七十円
			ユニット型個室	一日につき八 百二十円
			ユニット型個室 的多床室	一日につき四 百九十円

（傍線部分は改正部分）

